

武雄市告示第57号

武雄市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

武雄市長 小松 政

武雄市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、骨髓又は末梢^{しょう}血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供に係る経済的及び心理的負担の軽減を図るため、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）に骨髓等を提供した者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「骨髓等の提供に要した日」とは、骨髓バンクへの骨髓等の提供に伴う通院、入院及び面談（以下「入通院等」という。）のうち次に掲げるもの（骨髓等の採取その他の骨髓等の提供に要する医療処置による健康被害に係る入通院等を除く。）に要した日をいう。

- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血のための採血に係る通院
- (3) 骨髓等の採取に係る入院
- (4) その他骨髓バンクが必要と認める入通院等

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髓等の提供に要した日及び第5条の規定による助成金の交付申請の日に、市内に住所を有する者
- (2) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類の交付を受けた者
- (3) 市税を滞納していない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、令和5年4月1日以後における骨髓等の提供に要した日1日につき20,000円とする。ただし、骨髓等の提供1回につき140,000円を限度とする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、武雄市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要な書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を武雄市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定及び確定通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、武雄市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付決定及び確定通知を受けた者が、虚偽の申請又は不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定を取り消し、その返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

